

## (5) 特別支援学校

# 特別支援学校小学部・中学部 総則に関する構成等の改善のイメージ

## 小学部・中学部学習指導要領の構成

### 第1章 総則

教育目標、教育課程の編成、実施について、各教科等にわたる通則的事項を規定

### 第2章 各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

#### 第1節 小学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者  
小学校に準ずる

第2款 知的障害者  
生活、国語  
算数、音楽  
図画工作、  
体育

#### 第2節 中学部

第1款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者  
中学校に準ずる

第2款 知的障害者  
国語、社会  
数学、理科  
音楽、美術  
保健体育  
職業・家庭  
外国語

### 第3章 特別の教科 道徳

※ 小学部:平成30年度、中学部:平成31年度より

### 第4章 外国語活動

### 第5章 総合的な学習の時間

### 第6章 特別活動

### 第7章 自立活動

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、小学部・中学部学習指導要領及び解説における、総則に関する構成等の改善のイメージを示すもの。

追加又は整理すべき視点(例)

#### 第1節 教育目標

・学校教育法等に示された教育の目的、目標

#### 第2節 教育課程の編成

##### 第1 一般方針

- ・教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成
- ・学力の3要素、言語活動の充実、児童生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育 ・体育・健康に関する指導 ・自立活動

##### 第2 内容等の取扱いに関する共通的事項

- ・発展的内容の指導と留意点 ・指導の順序の工夫 ・学年の目標及び内容の示し方 ・選択教科の開設
- ・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い
- ・道徳教育の内容

##### 第3 授業時数等の取扱い

- ・年間の総授業時数（準ずるものとする）
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数 ・自立活動に充てる授業時数
- ・年間の授業日数（週数） ・児童会活動、クラブ活動、生徒会活動、学校行事
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点 ・創意工夫を生かした弾力的な時間割の編成
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え

##### 第4 指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項

- 1 学校の創意工夫を生かし、調和の取れた具体的な指導計画
- ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- 2 学年を見通した指導（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者である児童）
- ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導 ・合科的・関連的な指導
- ・個別の指導計画の作成 ・家庭や地域との連携、学校相互の連携、交流及び共同学習

##### 2 各教科等の指導に当たっての配慮

- ・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
- ・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下の指導、専門家の指導・助言

- ・言語活動の充実 ・体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- ・生徒指導の充実、進路指導の充実、校内の組織体制の整備、関係機関との連携
- ・学習課題の選択や自らの将来について考える機会、ガイダンス機能の充実
- ・見通しを立てたり振り返ったりする活動 ・海外から帰国した者への適切な指導
- ・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応

- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性への配慮
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実 ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・学校医等との連携、保健及び安全への留意 ・個別の教育支援計画の作成
- ・部活動の意義や留意点 ・特別支援学校におけるセンター的機能

##### 3 道徳教育を進めるに当たっての配慮

##### 第5 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

##### 学校生活の核となる教育課程の意義

小学部、中学部の教育課程全体を通じて育成を目指す資質・能力

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方（カリキュラム・マネジメント）の視点

学習・指導方法の改善（アクティブ・ラーニング）の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等

（習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等）

##### 多様な個に応じた指導の在り方

（優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等）

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点 生徒指導、進路指導

## 前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す。

## 総則

### 第1 教育目標

#### 第2 小学部及び中学部教育の基本

##### 1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された小学部及び中学部教育の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義

- ・障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮した適切な教育課程の編成

#### 何ができるようになるか

##### 2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力3要素、児童又は生徒の学習習慣
- ・「豊かな心」 道徳科を要とした道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導(含 安全・食育:中)
- ・「調和的発達の基盤を培う」 自立活動の指導

##### 3 小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について
- ・小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育（幼・小・中・高）を通じて育成を目指す資質・能力との関係
- ・各教科等間で育成を目指す資質・能力との関係（知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科で育成を目指す資質・能力と小・中学校の各教科で育成を目指す資質・能力との関係）
- ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性（障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮）

##### 4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・小学部及び中学部教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせて実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

#### 何を学ぶか

### 第3 教育課程の編成

#### 1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成

- ・各学校において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する。

## 2 教育課程の編成における共通的事項(授業時数、内容の取り扱い)

- ・年間の総授業時数（準ずるものとする）
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数
- ・自立活動に充てる授業時数
- ・年間の授業日数（週数）
- ・児童会活動、生徒会活動（中）、クラブ活動、学校行事
- ・1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点（中）
- ・創意工夫を生かした弾力的な時間割
- ・総合的な学習の時間による特別活動（学校行事）への振り替え
- ・指導の順序の工夫
- ・学年の目標及び内容の示し方の趣旨
- ・選択教科の開設（中）
- ・道徳教育の内容

### 3 学校段階間の接続

- ・幼稚部と小学部の円滑な接続のためのスタート・カリキュラム（低学年において生活科を中心に合科的・関連的指導などの工夫）
- ・小学部と中学部の接続と義務教育学校（義務教育学校では学年段階の区切りに応じた資質・能力を設定）
- ・中学部、高等部の接続と中等教育学校（中）
- ・幼稚園、小・中学校、高等学校との教育課程の円滑な接続

### 4 横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

### 5 調和の取れた全体の指導計画

- ・各教科、各学年間の相互の連携、系統的・発展的指導
- ・2学年を見通した指導（小）（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱者である児童）
- ・まとめ方や重点の置き方に工夫した効果的な指導
- ・合科的・関連的な指導（小）
- ・家庭や地域との連携、学校相互の連携、交流及び共同学習

### 6 障害の状態等に応じた教育課程の編成の基本的な考え方

- ・学習指導要領を踏まえて教育内容・授業時数を明らかにする段階と教育内容等を踏まえて指導計画を作成する段階
- ・「指導内容の精選等」について、精選する際の基本的な考え方
- ・各教科等の学びの連続性の考え方（小・中学校等の各教科、知的障害者である児童生徒のための各教科）
- ・自立活動を主とした教育課程を行う際の心身の調和的発達、全人的な発達を促すための系統的な指導の在り方
- ・教科及び自立活動の指導目標設定等の手続き

### 7 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

## 第4 教育課程の実施と学習評価

### 1 教育課程の実施

#### (1) 指導内容の具体化

- ・第2章以下に示す各教科等の内容のまとめ(単元、題材、主題など)ごとに、育成を目指す資質・能力をイメージし、主体的・対話的で深い学びを通じて計画的に育成していくことの重要性

#### ・特に重要な学習活動の在り方

- －資質・能力の育成の基盤としての言語の役割と言語活動を充実させることの必要性
- －体験的な学習、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習
- －児童及び生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- (↑それぞれの活動等の意義や必要性、主体的・対話的で深い学びとの関連を記述)

どのように学ぶか  
何が身に付いたか

#### (2) 教育課程の実施上の留意事項

- ・発展的な内容の指導と留意点
- ・知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科の取扱い  
(各教科等を合わせて指導)
- ・コンピュータ等の情報手段の活用、視聴覚教材等の活用、障害の状態や特性への配慮  
(情報活用能力の育成と情報機器の活用とを分けて記述)  
(※第2の3との関係整理)
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実

### 2 学習評価の充実

- ・各教科等の目標に応じて評価を行う
- ・各学校において目標を定め、観点別に評価を行う  
(※各教科等の観点は示さない)
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上

個々の児童の発達を  
どのように支援するか

## 第5 個々の児童及び生徒の発達や進路を踏まえた指導

### 1 個々の児童及び生徒のキャリア発達の支援

- ・教師と児童及び生徒の信頼関係及び児童及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに児童及び生徒理解を深め(小・中)、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう(中)、生徒指導を充実すること(小中)。
- ・各教科等の指導に当たり、児童及び生徒が自らの将来について考える機会を設けるなどキャリア教育を充実すること(小)
- ・生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、学校の教育活動全体を通じ、計画的、組織的な進路指導(キャリア教育)を行うこと(中)

- ・児童及び生徒の実態に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、習熟度別指導、課題学習、補充・発展学習など、個に応じた指導を充実すること
- ・ガイダンス機能の充実(中)

### 2 個々の児童及び生徒の障害の状態及び発達の段階や特性等を踏まえた指導

#### (1) 障害のある児童及び生徒への指導

- ・「個別の教育支援計画」の作成
- ・「個別の指導計画」の作成
- ・個に応じた指導、授業形態や集団の構成の工夫、協力的な指導
- ・重複障害者に対する指導、専門的な知識・技能を有する教師間の協力の下の指導、専門家の指導・助言
- ・学校医等との連携、保健及び安全への留意
- ・障害のため通学して教育を受けることが困難な児童又は生徒への対応

#### (2) 海外から帰国した児童及び生徒等の学校生活への適応や日本語指導

- ・個々の児童及び生徒の学校生活への適応と外国における経験をいかした指導
- ・日本語の習得に困難のある児童及び生徒への指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと

実施するために何が必要か

### 第6 学習活動の充実のための基盤

#### 1 学校における学習活動の基盤

- ・学級経営の充実を通した学習や生活の基盤づくり
- ・学習指導を改善・充実していく体制(校内研修体制)
- ・校内の組織体制の整備
- ・教師間の相互の連携
- ・学校間の連携
- ・部活動の意義や留意点(教育課程との関連、地域連携)(中)
- ・特別支援学校におけるセンター的機能

#### 2 家庭及び地域や福祉、労働等の業務を行う関係機関との連携・協働

### 第7 道徳教育推進上の配慮事項

- ・全体計画の作成、道徳教育推進教師
- ・指導内容の重点化(低・中・高)
- ・豊かな体験の充実
- ・家庭、地域との連携・協働

#### ※ 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働く「見方・考え方」について、総則及び各教科等(解説を含む)において、その趣旨と具体的な内容を示す。

## 高等部学習指導要領の構成

## 第1章 総 則

教育目標、教育課程の編成の一般方針、各教科・科目及び単位数、各教科・科目の履修、各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数、知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修、内容等の取扱いに関する共通的事項、指導計画の作成等に当たって配慮すべき事項、単位の修得及び卒業の認定、重複障害者等に関する教育課程の取扱い等について規定

## 第2章 各学科に共通する各教科

各教科・科目ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者	国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、職業、家庭、外国語、情報
高校に準ずる	

## 第3章 主として専門学科に設置される各教科

各教科ごとに、目標、内容、内容の取扱いを規定

(1)視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校  
農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語

(2)視覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校  
保健理療

(3)聴覚障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校  
印刷、理容・美容、クリーニング

3 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校  
家政、農業、工業、流通・サービス、福祉

## 第4章 総合的な学習の時間

## 第5章 特 別 活 動

下線部は、高等学校学習指導要領には示されていない観点

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、高等部学習指導要領及び解説における、総則に関する構成等の改善のイメージを示すもの。

追加又は整理すべき  
視点(例)

## 第1節 教育目標 第2節 教育課程の編成

## 第1款 一般方針

- 教育基本法、学校教育法等に示された教育の目的、目標
- ・障害の状態及び発達の段階や特性等への考慮
- ・学力の3要素、言語活動の充実、生徒の学習習慣の確立
- ・道徳教育
- ・体育・健康に関する指導
- ・自立活動の指導
- ・就労やボランティアに関する体験的な学習の指導

## 第2款 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修

## 第1 各教科・科目及び単位数等

- 卒業までに履修させる単位数等
- ・各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目
- ・学校設定教科・科目

## 第2 各教科・科目の履修等

- 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科における各教科・科目の履修
- ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

## 第3 各教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

## 第3款 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

## 第1 各教科等の履修

- 卒業までに履修させる単位数等
- ・各学科に共通する各教科等
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目
- ・学校設定教科

## 第2 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

- 総授業時数の標準
- ・年間の授業日数(週数)
- ・専門教科の授業時数
- ・ホームルーム活動の授業時数
- ・生徒会活動、学校行事
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数
- ・自立活動に充てる授業時数
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

## 第4款 教育課程の編成・実施に当たって配慮すべき事項

- 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程編成
- 各教科・科目等の内容等の取扱い
- 高等学校に準ずる
- ・生徒の負担過重
- ・指導の順序
- ・学習活動の区分
- ・指導内容の重点化、選択
- ・生徒の知的障害の状態等に応じた具体的異なる指導内容の設定

## 3 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

- 各教科・科目の相互の関連を図った発展的、系統的な指導
- ・各事項のまとめ方や重点の置き方
- ・個別の指導計画の作成、評価、指導の改善
- ・義務教育段階での学習内容の確実な定着
- ・道徳教育の全体計画の作成
- ・家庭や地域、学校相互の連携、交流及び共同学習

## 4 職業教育に関して配慮すべき事項

- 普通科における配慮事項
- ・専門学科における配慮事項
- ・進路指導等の充実、関係機関連携、産業現場等における長期間の実習
- ・職業に関する教科・科目の配慮事項

## 5 教育課程の実施等に当たって配慮すべき事項

- 個に応じた指導の充実
- ・重複障害者に対する指導、教師間の連携、専門家の指導・助言
- ・言語活動の充実
- ・自己の生き方や在り方を考え主体的な進路選択、ガイダンス機能の充実
- ・生徒指導の充実
- ・キャリア教育の推進
- ・生徒が見通しを立てたり振り返ったりする活動
- ・学习の遅れがちな生徒などへの配慮
- ・海外から帰国した生徒などへの適切な指導
- ・障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒
- ・情報モラル、情報活用能力、障害の状態等に即した教材・教具の創意工夫
- ・学校図書館の計画的な利用、読書活動の充実
- ・評価による指導の改善、学習意欲の向上
- ・実験・実習の留意点
- ・学校医等との連携、保健及び安全への留意
- ・個別の教育支援計画の作成
- ・部活動の意義と留意点
- ・特別支援学校におけるセンター的機能

## 第5款 単位の修得及び卒業の認定

## 第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- 各教科・科目及び総合的な学習の時間の単位の修得の認定
- 卒業までに修得させる単位数
- 各学年の課程の修了の認定

## 第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校

- 年間の総授業時数
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数(年間も含む)
- ・自立活動に充てる授業時数(年間も含む)
- ・年間の授業日数(週数)
- ・専門学科の全ての生徒に履修させる授業時数
- ・HR活動の授業時数
- ・生徒会活動、学校行事
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

## 第6款 重複障害者等に関する教育課程の取扱い

## 第7款 専攻科

追加又は整理すべき  
視点(例)

学校生活の核となる教育課程の意義

18歳の段階や義務教育段階で身につけておくべき力の共有

高等部の教育課程全体を通じて育成を目指す資質・能力

知・徳・体の総合的な育成の視点

教科等各教科等の本質的意義と教育課程の総体的構造

横断的に育成を目指す資質・能力と教科等間の関係

教育課程編成の在り方(カリキュラム・マネジメント)の視点

学習・指導方法の改善(アクティブ・ラーニング)の視点

教育課程全体において重視すべき学習活動等(習得・活用・探究、言語活動、体験活動、問題解決的な学習、自主的・自発的な学習、見通し・振り返り、繰り返し指導、情報機器やネットワーク等の活用、社会教育施設等の活用、学校図書館を活用した読書活動、美術館や音楽会等を活用した芸術鑑賞活動等)

多様な個に応じた指導の在り方(優れた才能や個性を有する児童生徒への指導や支援、海外から帰国した子供や外国人児童生徒への日本語指導・適応指導等、学び直し、習熟度別指導等)

インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた連続性のある「多様な学びの場」における十分な学びの確保

学校段階間の接続

部活動の位置づけ

キャリア教育の視点

生徒指導、進路指導

# 高等部学習指導要領の構成

## 前文

⇒「社会に開かれた教育課程」の実現など今回改訂が目指す理念や、教育課程を中核に地域・家庭と連携・協働しながら、学校教育の改善・充実の好循環を生み出すことの意義について示す

## 総則

### 第1款 教育目標

#### 第2款 高等部教育の基本

1 教育基本法、学校教育法等の法令に示された高等学校の目的、目標の達成に向けた教育課程の意義、障害の状態及び発達の段階や特性等への考慮

### 何ができるようになるか

2 「生きる力」の理念に基づく知・徳・体の総合的な育成

- ・「確かな学力」 学力の3要素、生徒の学習習慣の確立
- ・「豊かな心」 道徳教育、豊かな情操の育成
- ・「健やかな体」 体育・健康に関する指導
- ・「調和的発達の基盤」 自立活動の指導
- ・就労やボランティアに関わる体験的な学習の指導

3 高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力

- ・「生きる力」を一体的に捉えた、高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力の三つの柱について
- ・高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力と初等中等教育(幼・小・中・高)を通じて育成を目指す資質・能力との関係
- ・各教科等で育成を目指す資質・能力との関係(知的障害者である児童又は生徒に対する教育を行う特別支援学校の各教科で育成を目指す資質・能力と小・中学校の各教科で育成を目指す資質・能力との関係)
- ・資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの必要性(障害の状態及び発達の段階や特性等を考慮)

4 資質・能力を育成するためのカリキュラム・マネジメントの実現

- ・各学校・学科において、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」「何が身に付いたか」「個々の生徒の発達をどのように支援するか」「実施するために何が必要か」という視点に基づき、教育課程を軸に学校教育を改善・充実していくことの必要性
- ・高等部教育を通じて育成を目指す資質・能力に基づき、各学校において学校教育目標を設定し、それらを踏まえて、教科横断的な視点で教育課程を編成すること
- ・教科を越えた学校内の連携や地域等との連携を図りながら、教育課程の内容と人的・物的資源等を効果的に組み合わせて実施することの必要性
- ・実施状況に関する各種調査やデータ等を踏まえ、教育課程を評価し改善することの必要性

### 第3款 教育課程の編成

### 何を学ぶか

1 学校教育目標に基づいた教育課程の編成

- ・各学校・学科において、育成を目指す資質・能力を含めて示す学校教育目標に基づき、教育課程を編成する

## 2 教育課程の編成における共通的事項

第1 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者又は病弱者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科・科目等の履修

### (1) 各教科・科目及び単位数等

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各学科に共通する各教科・科目及び標準単位数
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目

### ・学校設定教科・科目

### (2) 各教科・科目の履修等

- ・各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な学習の時間
- ・専門学科における各教科・科目の履修等
- ・職業教育を主とする専門学科における各教科・科目の履修等

### (3) 各教科・科目、総合的な学習の時間及び特別活動及び自立活動の授業時数等

### (4) 単位の修得及び卒業の認定

- ・単位の修得の認定
- ・卒業までに修得させる単位数
- ・各学年の課程の修了の認定

## 第2 知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校における各教科等の履修等

### (1) 各教科等の履修

- ・卒業までに履修させる単位数等
- ・各学科に共通する各教科等
- ・主として専門学科において開設される各教科・科目
- ・学校設定教科

### (2) 各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の授業時数等

- ・総授業時数の標準
- ・年間の授業日数(週数)
- ・専門教科の授業時数
- ・ホームルーム活動の授業時数
- ・生徒会活動、学校行事
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数
- ・自立活動に充てる授業時数
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

### (3) 卒業までに履修させる授業時数及び卒業の認定

- ・年間の総授業時数
- ・総合的な学習の時間に充てる授業時数(年間も含む)
- ・自立活動に充てる授業時数(年間も含む)
- ・年間の授業日数(週数)
- ・専門学科の全ての生徒に履修させる授業時数
- ・HR活動の授業時数
- ・生徒会活動、学校行事
- ・授業の1単位時間の適切な設定、短時間学習の留意点
- ・総合的な学習の時間による特別活動(学校行事)への振り替え

## 3 中学部との接続

## 4 義務教育段階での学習内容の確実な定着や学習が遅れがちな生徒などへの配慮

### (1) 義務教育段階での学習内容の確実な定着

- ・各教科・科目の指導における学習機会
- ・必履修教科・科目の標準単位数の標準の限度を超えて増加して配当する
- ・学校設定科目等を履修させた後に、必履修教科・科目を履修させる

### (2) 学習が遅れがちな生徒などへの配慮

- ・各教科・科目の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行う

### ※ 各教科等の見方・考え方

⇒各教科等の学習において働くかせる「見方・考え方」について、総則及び各教科等(解説を含む)において、その趣旨と具体的な内容を示す。

# 知的障害のある子供たちのための各教科の改善・充実の方向性

## 知的障害のある児童生徒のための各教科の意義

■ **知的障害のある子供たちの学習上の特性**（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいくことなど）を踏まえた内容で構成。

■ **子供一人一人の障害の程度などに応じた教育課程が編成**できるよう、学習指導要領においては、**段階別に**、各教科の目標及び内容を大綱的に示している。

■ 特に必要がある場合、**各教科等を合わせて指導**を行い、子供たちが自立し社会参加するために必要な知識や技能、態度などを身に付けるための指導の形態が採用できる。

## 成果と課題

■ 生活に結びついた具体的・実際的な学習活動を継続的に行うことにより、身に付いた知識や技能等が卒業後の自立と社会参加に生かされていることが多い。

■ **各教科等を合わせて指導**を行う場合、**各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく**、学習指導の改善に十分に生かしにくい。

■ **特別支援学級（小・中学校）**において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい。

■ インクルーシブ教育システムの構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における子供たちの十分な学びを確保していく観点から、小・中・高等学校と特別支援学校（知的障害）の**各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続**が求められている。

## 子供たちの人間として調和のとれた育成の一層の推進

## 改善・充実の方向性

### ■ 育成を目指す資質・能力との関連を踏まえた各教科の目標の見直し

(例) 社会科（高等部）

#### 現行目標

社会の様子、働きや移り変わりについての关心と理解を深め、社会生活に必要な基礎的な能力と態度を育てる。

#### 目標構成の見直し

- 育成を目指す資質・能力は小学校等の各教科と同じであることを明確に示す
- 段階ごとの目標を示す

育成を目指す資質・能力の三つの柱	知識・技能 (何を知っているか、何ができるか)	思考・判断・表現 (知っていること、できることをどう使うか)	学びに向かう力・人間性等 (どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか)
社会科で育成を目指す資質・能力 (仮案)	<ul style="list-style-type: none"><li>社会生活を営む上で必要な知識・技能の習得</li><li>生活に関係の深い法制度等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>社会的事象に関心もち、社会一般の出来事と自分の生活とのつながりについて考え、判断したり、説明したりする力等</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>主体的に生きる地域社会の一員としての自覚</li><li>社会参画への意欲や態度等</li></ul>

### ■ 社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実

〔内容の例〕

- ★ 政治的主体、経済的主体、法的主体となること
- ★ グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解 等

〔構成〕

- ★ 各部間での円滑な接続を図るために、中学部の段階について、小学部の段階と高等部の段階と系統性のある内容を設定し、新たに第二段階を設ける

### ■ 知的障害のある子供たちが質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実

(例) 子供たちの学びの過程を重視したアプローチ（習得、活用、探究の学習過程が相互に関連し学習を深められる学習活動の展開 など）

習得

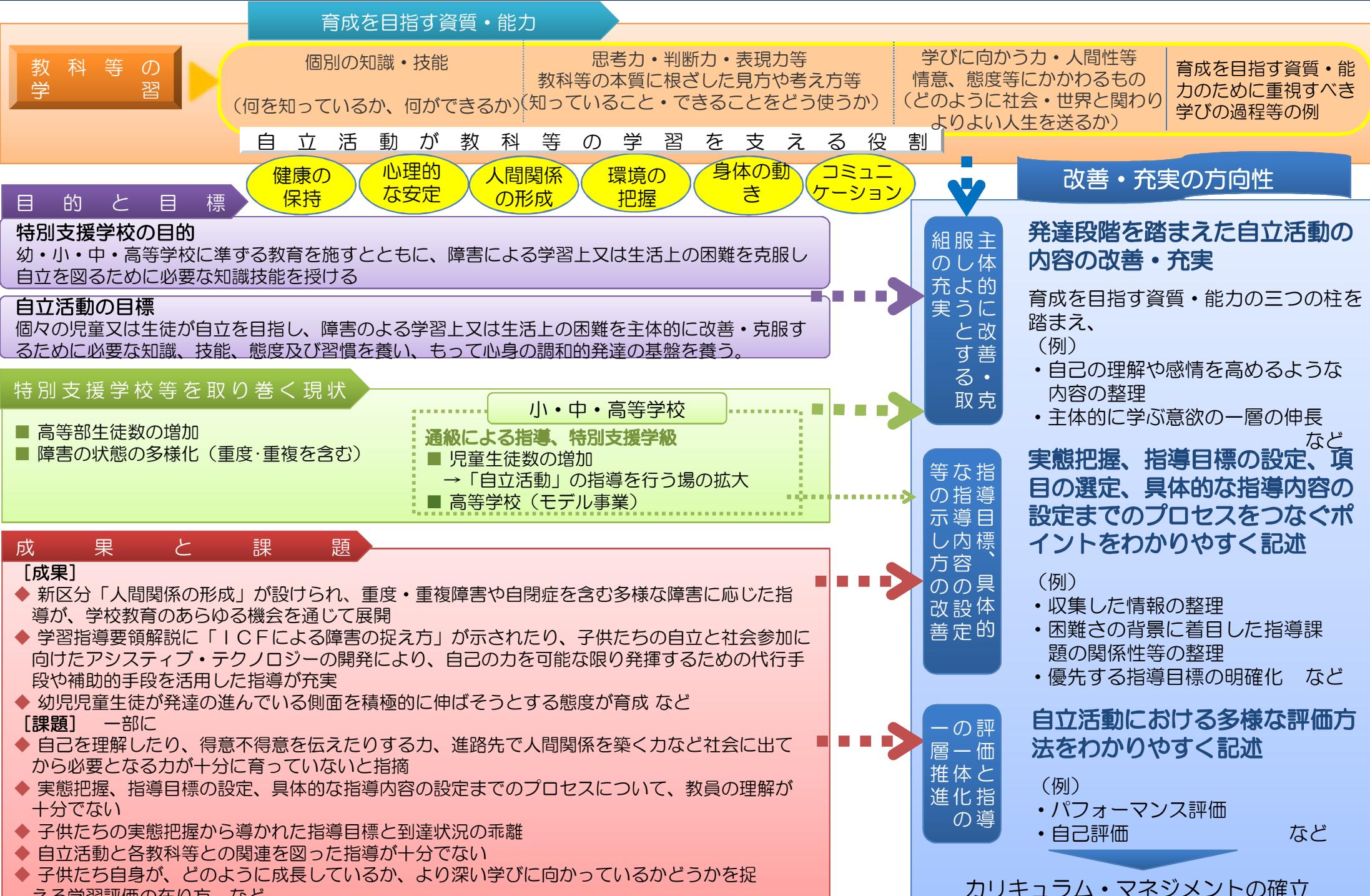
活用

探究

### ■ 観点別学習状況評価の導入と多様な評価方法の活用

■ 特別支援学級（小・中学校）における取扱い、小・中・高等学校の各教科の目標や内容との連続性・関連性の整理など

# 自立活動の改善・充実の方向性



# 重複障害者等の教育課程の取扱いの改善・充実の方向性

## ● 学習指導要領及び学習指導要領解説において、

- ・重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する必要がある場合についての基本的な考え方
- ・重複障害者等に関する教育課程の取扱いを適用する場合の留意点

を更に具体的に示すことが必要ではないか。

教育課程の取扱い	「解説」に示されている 適用する際の留意点	現状と課題	改善・充実の方向性
準ずる教育 (目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わない場合を含む)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取り扱わなかった事項や替えた事項を、学年進行とともに、どのように事後措置するかを十分考慮した指導計画を作成することが必要。</li> </ul>	<p>【平成26・27年度 特別支援教育 教育課程等研究協議会 肢体不自由教育部会（提出資料）／56都道府県市】</p> <p>本規定を適用した教育課程の編成・実施が課題として研究に取り組んでいると記述／27都道府県市</p> <p>（記述された課題例）</p> <p><b>[共通]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・替える根拠の判断 等</li> </ul> <p><b>[準ずる教育課程]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指導内容の精選の在り方 等</li> </ul> <p><b>[知的障害教育の各教科代替]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級で前学年（部）の教科を学んでいた生徒が、高等部では知的障害教育の各教科代替で学ぶ者もいる。その際、教科の連続性の整理 等</li> </ul> <p><b>[自立活動を主とした教育]</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・知的障害教育の各教科の指導についての検討 等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「解説」に示されている<u>本規定を適用する際の基本的な考え方</u>について、更に分かりやすく解説する必要。</li> </ul>
当該学年前学年・前学部代替の適用			<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章「各教科」第1節示されている障害種別の<u>「指導内容の精選等」の基本的な考え方</u>について、更に具体的に整理し、解説する必要。</li> </ul>
知的障害のある子供たちのための各教科代替の適用			<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学校（部）段階間における<u>各教科等の「学びの連続性」の考え方</u>について整理し、解説する必要。</li> </ul>
自立活動を主とした教育の適用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立活動を主とした指導計画の作成に当たっては、全人的な発達を促すことをねらいとし、（中略）段階的、系統的な指導が展開する。</li> <li>・重複障害の者については、一人一人の障害の状態が極めて多様（中略）心身の調和的発達の基盤を培うことをねらいとした指導が特に必要（中略）重要な意義を有する。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>自立活動を主とした教育課程を行う際</u>の心身の調和的発達、全般的な発達を促すための<u>系統的な指導の在り方</u>についての考え方や、<u>教科と自立活動の指導目標設定の関係性</u>を具体的に整理し、解説する必要。</li> </ul>

学習指導要領を踏まえて「教育内容」を明確にする段階（核となるカリキュラムの明確化）

達成を目指して

### 学校教育目標

- 育成を目指す資質・能力
- 目指す子供像の明確化
- 卒業までに身に付けてほしい力の検討

何を

### 学習指導要領に示す各教科等の目標・内容等

#### ① 指導内容の選択

- 基礎的・基本的な指導内容の明確化
- 指導内容の精選・重点を置くべき指導内容の明確化

#### ② 指導内容の組織

- 発展的、系統的に指導内容を配列・組織
- 各教科等間の指導内容の相互の関連

#### ③ 授業時数の配当

- 各教科等の年間授業時数を定める
- 学期、月、週ごとの各教科等の授業時数を定める
- 各教科等の授業の1単位時間を適切に定める

教育内容等を踏まえて「指導計画」を作成する段階（実施するカリキュラムの作成）

どのように

### 指導の形態ごとに指導計画の作成

#### ① 指導の形態の選択

各教科等別指導、各教科を合わせて指導、各教科等を合わせて指導

#### ② 指導内容の組織、時数の配分

年間計画、学期計画、月・週計画、単元（題材）計画等

#### ③ 時間割の編成

学習グループ、指導体制の検討

#### ④ 個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成

◆「カリキュラム・マネジメント」

◆「社会に開かれた教育課程」

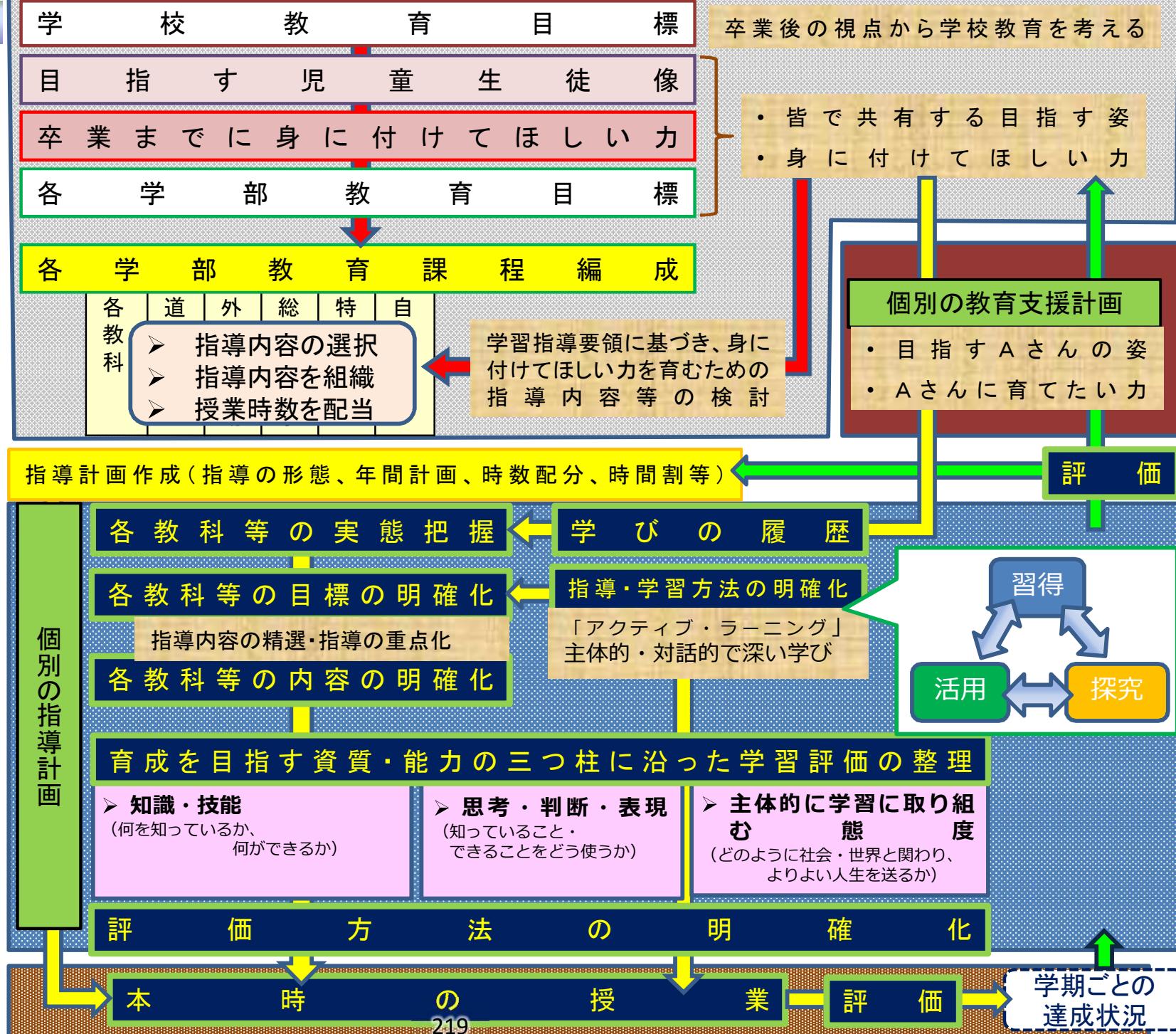
◆育成を目指す資質・能力

◆教育課程の円滑な接続

◆学びの連続性

◆「アクティブ・ラーニング」の視点

# 教育課程の総体的構造の可視化（例）



# キャリア教育の改善・充実の方向性

## 成果と課題

### 【成果】

- 現行の特別支援学校学習指導要領（高等部）では、「キャリア教育の推進」、「産業現場等における長期間の実習を取り入れる」等が新たに明記され、各校で地域等と連携した実際的な指導が充実してきている。
- 【地域と協働した取組の例】高齢者のグループホームなどでかけ、カフェをサービスする学習に取り組むなど
- 児童生徒が目的意識をもって学習意欲を高めたりすることのできる技能検定等が開発され、地域の実態に応じた技能検定大会などが実施されている。

【例】宮崎県特別支援学校チャレンジ検定など

### 【課題】

- （文部科学省キャリア教育・就労支援等の充実事業成果報告書から）
- ・小学部の子供たちや知的障害の程度が重度の子供たちが取り組めるように段階的に級を定めた技能検定の開発が課題。
  - ・ワークキャリアのための実践の一層の向上に加え、ライフキャリアの充実にも力点を置き、小・中・高等部一貫したキャリア教育を実施するための土台作りが必要である。
  - ・子供たちのキャリア発達を促す授業の構成、実施方策についての更なる研究が必要である。

（特総研専門研究B-253（平成22年3月）研究成果報告書から一部編集）

- ・小学部ではキャリア教育と聞いただけで、「職業教育は小学部には関係ない」という意識が一部にある。どのようにしてキャリア教育を伝えていくのかが課題。
- ・障害の程度が重度の子供たちへの取組など、当該の子供を指導する教員に対して、キャリア教育の概念が浸透していない現状。

## 教育課程企画特別部会 論点整理

### 2. 新しい学習指導要領等が目指す姿

#### （1）新しい学習指導要領等の在り方について (人生を主体的に切り拓くための学び)

- （略）子供たちに社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校と社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す「キャリア教育」の視点も重要である。学校教育に「外の風」、すなわち、変化する社会の動きを取り込み、世の中と結び付いた授業等を通じて子供たちにこれから的人生を前向きに考えさせることが、主体的な学びの鍵となる。

### 5. 各学校段階、各教科等における改訂の具体的な方向性

#### （1）各学校段階の教育課程の基本的な枠組みと、学校段階間の接続

#### ⑤幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育、特別支援学校

- また、特別支援学校においては、（略）特に、子供たちの発達の段階に応じた自立活動の改善・充実、これからの時代に求められる資質・能力を踏まえた、障害のある子供たち一人一人の進路に応じたキャリア教育の充実、知的障害のある子供たちのための教科の改善・充実を図ることが求められる。

## 改善・充実の方向性

### ■ 幼稚部、小学部段階から、自分らしい生き方を実現していく過程であるキャリア発達を促す「キャリア教育の推進」を明確にする。

- ・小・中・高等学校等に準じた改善の各教科等の改善・充実の方向性を踏まえて整理。
- ・キャリア教育は、キャリア発達を支援する教育であることの考え方の具体を示す。
- ・キャリア教育は、育成を目指す資質・能力を踏まえ、幼稚部、小・中学部、高等部段階から実施するものであることを踏まえ、展開例や留意点を示す。

### ■ 障害の程度が重度の子供たちのキャリア教育の考え方について、キャリア発達の視点から示す。

#### ■ キャリア発達の視点を踏まえた学習状況評価の充実。

#### ■ キャリア発達を支援するためのカリキュラム・マネジメントの具体を示す。（教育活動全体への働きかける仕組み）

# 障害のある子供たちの教育課程等の円滑な接続に向けた改善・充実の方向性

## 教育課程企画特別部会「論点整理」

- 各教科等を学ぶ本質的意義の捉え直し
- 各学校段階における各教科等で育成を目指す資質・能力の整理
- 目標・内容の検討
- 学習のプロセスの検討
- 目標に準拠した評価の観点の検討 など

## 特別支援教育を取り巻く現状

- インクルーシブ教育システム構築の進展を踏まえ、連続性のある「多様な学びの場」における子供たちの十分な学びの連続性を確保していく観点から、小・中学校等と知的障害のある児童生徒のための各教科の関連性の整理、教育課程の円滑な接続が求められている。
- 中学校特別支援学級卒業者のうち高等部への進学者数の割合  
…64.3% (H26.3卒業者)

## 特別支援教育部会（第7回）の意見

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」の適用をする際、小学校等と知的障害のある子供たちのための各教科の連続性をどのように捉えたらよいか、現場の悩みがある。
- 子供たちが通常の学級、特別支援学級、特別支援学校などと、多様な学びの場で学習する現状もあり、連続性のあるカリキュラムを追求していく必要がある。
- 各教科の教育内容を保障することを前提しながら、自立活動に「替える（指導の方向性を変更する）」という手続きや判断をどのように捉えたらよいか、現場の悩みがある。

小・中学校等の各教科との接続、小学部等の教育課程の連続性

## 改善・充実の方向性

### ■ 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い」を踏まえ、小・中学校等の教科と、知的障害のある子供たちのための教科の考え方を整理

現行学習指導要領に示されている知的障害のある子供たちのための各教科の目標及び内容等について、以下の視点から改訂してはどうか。

(各教科で育成を目指す資質・能力) 小・中学校等の改訂に準じる。

(各教科の目標) 小・中学校等の改訂に準じる。

(段階) 各教科の各段階の領域ごとに目標を設定してはどうか。

- ・小・中学校等の各学年の領域に対応した目標の系統性と関連づけた整理をしてはどうか。
- ・1段階の目標については、2段階がめざす各領域の目標との系統性を考慮し、幼稚園教育要領に示されるねらいのほか、発達の初期段階に関する先行研究を参考に、具体的に整理してはどうか。
- ・1段階の目標と自立活動の目標との関連や目標設定の手続き等を具体的に解説してはどうか。

(内容) 各段階の領域ごとに示された目標の系統性を踏まえながら、小・中学校等の学習指導要領に示されている内容との連続性に基づいて整理してはどうか。

- ・小・中学校等の改善を踏まえ、領域などの表現や構成を整理してはどうか。

(内容の取扱い) 次のことについて、学習指導要領の「第2 指導計画の作成と各教科全体及び各教科の内容の取扱い」に明記してはどうか。

- ・各学部で各教科の各段階の領域ごとに目標を設定した場合、既に各学部の段階の目標を達成している子供たちのために、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、各学部に 対応した学校段階までの学習指導要領を参考に指導できる、としてはどうか。

(評価) 小・中学校等の改訂に準ずる。

### ■ 小学校の改訂や教育課程の連続性を踏まえた特別支援学校（知的障害）小学部における外国語活動の導入についての検討

- ・外国語に親しんだり、外国の文化についての理解や関心を深めたりするため、子供の実態等を考慮の上、特に必要がある場合には、小学校における外国語活動を設定することができる、としてはどうか。

### ■ 「カリキュラム・マネジメント」の考え方や検討の道筋について整理

- ・学習指導要領を踏まえて教育内容を明確にする段階、教育内容を踏まえて指導計画を作成する段階、個別の指導計画と授業等とのつながりなど、カリキュラムの総体的な可視化をしながら 解説してはどうか。
- ・重複障害のある子供たちの教科等の目標及び内容を変更する際の手続きを整理してはどうか。